

議会ひとくちメモ

地方自治体について

その地域の行政を担当する都道府県・市町村のこと、法令上では「地方公共団体」といいます。

国の下部組織として「政府に統制」させられる側面を持ちながらも、憲法によって地方自治が保障されており、住民の生活と権利に重大な役割を果たしています。

戦前は「政府の完全な出先機関」でしたが、一九四七年に施行の憲法と地方自治法は①議事機関として議会を必ずおく。②首長と議員を住民の直接選挙で選ぶなど、住民の自治権を認めています。しかし、財政的に地方は「三割自治から二割自治」といわれるよう、必ずしも、憲法や地方自治法どおりにはなっていない部分もあります。

最近は、国も地方も「行政改革」が強まり、限られた「財源」のかで、国と地方の「任務分担」と「財源の配分のあり方」などが大きく問われています。

六月議会では、九日（月）から十三日（金）の五日間にわたり、二十八人の議員が質問をしました。原稿は質問をした議員が要旨をまとめ、写真については、登壇して質問を行っているところです。

市政に対する一般質問



中期実施計画について

新風会 岡田 康弘



町並み保存と景観整備について

津山誠心会議 中島完一

質問→地域の皆様の総意として指定に合意されれば、伝建地区指定も可能ではないか。

質問→計画は平成二十一年度から二十三年度までの三ヵ年を計画期間にして、本年度に策定されるが、市長が掲げた総合計画のタイトルである「しあわせ大国つやま」の実現に向けて、道筋を

どのように示していくのか。

答弁→第四次総合計画は、合併直後の策定ということもあり、新市の一体感醸成を目的として各分野に配慮し策定。

中長期の視点に立つと、平成二十六年度には地方交付税の合併特例期間も終了し、財政状況は苦しくなっていくと想定。計画策定においては、クリンセンター建設事業や小中学校の耐震化など多くの課題があり、今後のまちの姿を見据えて事業を選択し、着実に未来を切り開くことができる実施計画としていかなければならぬ。

質問→条件が整えば、二十年前に津山市が目指した「伝建地区」に城東地区を指定することは可能なのか。

答弁→基本的な住民合意の形成が前提条件となる。現状、城東地区の場合は、洋学資料館の移転に伴い無電柱化が地元に示されているが、この事業の概要、スケジュール、財源見込みと残る区間も事業化するのか。

質問→今年度実施設計、来年度新洋学資料館の建設完了後、無電柱化工事着手したい。実施設計は、全額市の単独費となるが、工事費については、国の補助金導入が可能な事業手法について研究している。残る区間は町並み保存などの進展を見ながら検討する。